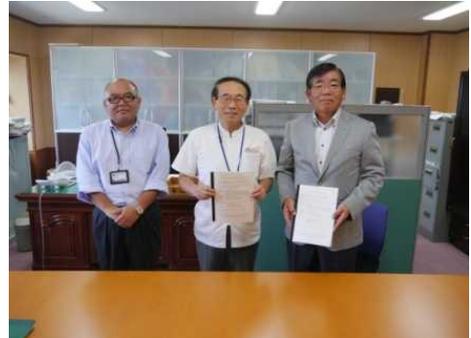


(一財)協和会との協定締結について

本院は、平成24年8月3日に、一般財団法人協和会と災害発生時における緊急支援物資の提供に関する協定を締結しました。

締結した協定の概要は次のとおりです。



1. 今回締結した協定の名称

「災害発生時における緊急支援物資の提供に関する協定書」

2. 協定締結者

◆新潟大学医歯学総合病院 病院長 内山 聖

◆一般財団法人協和会 理事長 塚田 均

3. 協定の内容

本院と(一財)協和会との間には、これまでも災害時の飲料水・自販機飲料等の無償提供覚書を交わしていましたが、東日本大震災における大学病院が果たした役割を参考に、より実質的で充実した支援が可能となるよう新たに協定を締結したものです。

この協定内容の特徴は、協和会が総花的に支援するのではなく、災害発生時に病院スタッフが安心して医療活動に専念できるよう、支援の対象を主に病院職員を支えるところに重点が置かれていること、また、緊急時の病院スタッフの力のもととなる食料等と災害弱者となりやすい幼児及び高齢者のミルクや衛生用品についても、大量に備蓄されていることにあります。

この協定締結により、特に本院の地域災害における災害拠点病院としての機能、並びに他地域の災害に緊急出動するDMATの食料等の確保の心配解消にも繋がり、災害時における本院の医療活動がより迅速で円滑に遂行でき、一層の社会貢献ができるものと期待しています。